

# 現代日本の愛国主義とコスモポリタニズム（1） －憲法・教育・歴史－

The Patriotism in Contemporary Japan and Cosmopolitanism:  
Constitution, Education and History (part 1)

田 中 宏 明

現代日本は愛国主義化している。その日本とはどのようなものであり、そしてそれがどのような問題をもたらすのか。こうしたことを考察するために、愛国主義への対抗軸としてコスモポリタニズムを置き、それに「大きな政府とリベラル・デモクラシー」と「強い国家とネオリベラリズム」との対抗関係を交え、その中で特に、「強い国家とネオリベラリズム」と「民主的コスモポリタニズム」の対抗関係に注目したい。この対抗関係はグローバリゼーションの文脈における対抗関係でもある。これを軸に現代日本における争点となる問題を検討する。すなわち、憲法、教育基本法、そして歴史認識／戦争観について考えることにしたい。最後に、以上の議論を現代日本の課題としてまとめ結論とする。

キーワード：愛国主義、コスモポリタニズム、「大きな政府」、リベラル・デモクラシー  
「強い国家」、ネオリベラリズム、グローバリゼーション、憲法、教育基本法、歴史認識

## 目 次

I はじめに	以下次号
II 愛国主義とコスモポリタニズム	IV 教育基本法
III 憲法	V 歴史認識／戦争観
	VI おわりに

愛国心は自然に育つものだから、世界中の人々を愛する心を育てることが大切だと思います。  
広島県坂町 無職 豊嶋佳子 72歳 『毎日新聞』2004年7月27日。

「愛国心」を持つか持たないかは、個人の自由であって、評価すべきものではないと思います。  
それに、今の日本に本当に必要なのは、国境を超えた「愛世界心」ではないでしょうか。  
津市 中学生 頓部李歩子 14歳 『朝日新聞』2003年5月12日。

## I はじめに

2004年8月7日に北京の工人体育场でサッカー・アジアカップの決勝戦が行われ、日本代表が中国代表を3対1で下して、2大会連続3度目の優勝を果たした。優勝によって得られた栄冠とは裏腹に、会場は中国人の一部サポーターによる反日感情の発露の場となった。試合前の君が代演奏のときに中国人サポーターからブーイングが浴びせられ、試合中にも日本代表選手のプレーに対して大ブーイングが起った。試合終了後には、中国人観客から日本のサポーターに物が投げ込まれた。会場外でも、数千人単位の群衆が騒ぎを起こし、日の丸を焼き、日本チームのバスを取り囲み、そして駐北京日本大使2人の乗った大使館車両を壊した<sup>1)</sup>。

中国人サポーターによるブーイングなどの反日行動は7月から始まった重慶での一次予選のときから見られた。決勝戦を前に、日本政府は中国外務省に、「平静な対応」を申し入れるなどの異例の抗議をした。それに対して、中国政府は、小泉純一郎首相の靖国参拝が中国国民の反日感情を刺激したと指摘しながらも、「政治とスポーツは別」との立場を強調し、北京オリンピックの開催能力に疑惑をいだかせないためにも外交問題になるのを避けようとした<sup>2)</sup>。それにもかかわらず、サッカー・アジアカップ決勝戦の反日行動とその後の騒動は日中間の重大な問題になった。

こうした問題が起きた要因として、マスメディアでは中国の愛国主義教育が指摘されている。たとえば、朝日新聞の社説で、江沢民総書記時代の「愛国教育」の影響をその一因としている<sup>3)</sup>。また、毎日新聞北京総局の大谷麻由美は、1990年代から始まった抗日戦争の歴史を前面に出した愛国主義教育を受けた20代以下の世代に反日感情が強いと述べている<sup>4)</sup>。

中国が愛国主義教育を推進する理由として、第一に、小島朋之によれば、中国の愛国主義教育は、中曾根康弘首相が戦後政治の総決算を掲げ靖国神社に公式参拝した1985年から強まった。若い世代が抗日愛国戦争などの歴史を知らないと危惧され、そうした傾向が江沢民総書記時代にいっそう強まった。第二に、1992年に市場経済化に踏み切ったために、中国共産党は、社会主義イデオロギーでは国民を統合できなくなり、国民統合の手段として愛国主義教育を用いている。それはナショナリズムによる統合である。そして第三が、抗日戦争に勝った歴史を愛国教育の主要教材として共産党の支配の正統性を確保するためである<sup>5)</sup>。

中国が愛国主義教育を強化することになった契機は、中曾根首相の靖国神社公式参拝という日本のナショナリズムに触発されたものでもあった。2000年に発表した論文でキャロライン・ローズは、1980年代と1990年代の日本と中国のナショナリズムを検討して、それぞれの国家ナショナリズムと文化ナショナリズムの再起に類似の傾向があると指摘している。彼女によれば、「国家ナショナリズム」は、政治家や指導者が国民の愛国主義に訴えることで、通常その正統性の強化を求めてエリートレベルで提起される。「文化ナショナリズム」は、知識人、ジャーナリスト、そして著述家によって推進される「大衆的な」ナショナリズムであり、そして歴史、文化、ナショ

ナルな「価値」についての論争に焦点を当てる。日中両国における指導者は、愛国的感情を高めようとして、そしてそれによってその正統性を手放さないように努めたが、国家ナショナリズムは徐々に弱まった。その一方で、文化ナショナリズムが、日中両国でより強力な声とより大きな大衆的なアピールを持つようになった。文化ナショナリズムは、政府のメッセージを強化するように思えるかぎりにおいては、政府に有益であった。しかし同時に、知的レベルと大衆レベルでの論争は、国家にきわめて批判的にもなり、そして弱々しく一貫性がないとして国家ナショナリズムをしばしば攻撃した。日中両国のナショナリズムの高まりにもかかわらず、それは国内的対外的な変動に対しての内向きの反応であり、日中関係は相対的に安定的であった<sup>6)</sup>。

しかしながら、2000年以降の傾向としては、日中両国において、文化ナショナリズムの高まりとともに、国家ナショナリズムも強力に推し進められている。中国においては、愛国主義教育は国家ナショナリズムの重要な施策であり、日本においても愛国主義教育が強化されてきた。文化ナショナリズムの具体的な運動として1997年に新しい歴史教科書をつくる会が設立された。その教科書を2001年に文部科学省は検定に合格させた。小渕恵三首相の私的諮問機関であった教育改革国民会議が2000年に教育基本法を改定し愛国心を重視する内容を含んだ報告書を森喜朗首相に提出した。2003年に、中央教育審議会は、その答申の中で教育基本法を全面的に改正する必要性を説き、その基本理念のひとつに「国を愛する心」を謳っている。

日中両国政府が愛国主義をいっそう鼓舞する国家ナショナリズムを強化しつづけ、その結果文化ナショナリズムがもっと沸き立てば、日中関係が安定的であることはないであろう。北京サッカー・アジアカップでの騒動を、中国のみならず日本も警告と受け止めるべきであり、また教訓とすべきであろう。たとえば、船橋洋一は、中国人サポーターたちの姿は醜く、おぞましかったと述べ、中国の排外的民族主義が反日の形を取ることに対して、中国指導者はあいまいな姿勢をとることなく、日中関係のあるべき姿と新たな協調的対日政策を明確に打ち出し、あわせて、国民に日本をどう教えるべきかについても、真剣に再検討するように求めている。そして、「民族主義にしても歴史認識にしても、課題は中国側だけにあるのではない。日本もまたなすべきことがある。」との主張がなされている<sup>7)</sup>。

では、日本の課題とは何か。なぜ政治家や指導者はその正統性の強化を求めて愛国主義を強調し、それがどのような問題をもたらすのか。そもそも愛国主義化する日本とはどのようなものなのか。こうしたことを考察するために、愛国主義への対抗軸としてコスモポリタニズムを置き、それに「大きな政府とリベラル・デモクラシー」と「強い国家とネオリベラリズム」との対抗関係を交え、その中で特に、「強い国家とネオリベラリズム」と「民主的コスモポリタニズム」の対抗関係に注目したい。なぜコスモポリタニズムなのかといえば、まず、リチャード・ダフィーがいうように、「愛国主義と国民との関係は、エゴイズムと人間の関係と同じである」<sup>8)</sup>ならば、愛国主義はエゴイズムと同様に克服しようとするべきものだからである。それゆえに、愛国主義を克服しようとするならばその対抗概念であるコスモポリタニズムからの考察が必要と考えられる。

そして現代のグローバリゼーションの文脈でいえば、愛国主義がグローバリゼーションに反対し、コスモポリタニズムがグローバリゼーションと親和的と見ることもできるが、むしろ「強い国家とネオリベラリズム」においては、愛国主義がネオリベラルなグローバリゼーションに親和的であり、コスモポリタニズムが愛国主義に批判的であることも示したい。

そこで、第Ⅱ節において、「強い国家とネオリベラリズム」と「民主的コスモポリタニズム」の対抗関係が重要な争点となることを明らかにしたい。この対抗関係はグローバリゼーションの文脈における対抗関係でもある。これを軸に日本における争点となる問題を検討する。すなわち、第Ⅲ節では憲法、第Ⅳ節では教育基本法、そして第Ⅴ節では歴史認識／戦争観について考えることにしたい。最後に、以上の議論を現代日本の課題としてまとめ結論とする。

## II 愛国主義とコスモポリタニズム

はじめに「大きな政府とリベラル・デモクラシー」、「強い国家とネオリベラリズム」、愛国主義、そしてコスモポリタニズムのそれぞれについて説明し、そしてそれとの対抗関係と相関関係について説明する。

### 1 「大きな政府とリベラル・デモクラシー」

第二次世界大戦後の西側先進国における基本的な政治経済モデルが「大きな政府とリベラル・デモクラシー」であった。福祉国家の蔑称でもある「大きな政府」は、国内的には、再配分強化の要求をかける組織された労働運動と、大量生産に呼応した大量消費の実現という観点からこの要求を受容した資本との歴史的妥協として西側先進国で成立した。国際的には、西側先進国はアメリカの霸権のもとで形成されたブレトンウッズ・GATT（関税と貿易に関する一般協定）体制によって大きく規定されていた。アメリカでは「大きな政府」を形成したニューディーラーの影響力は減退していたが、アメリカは、ブレトンウッズ・GATT体制の設計に際して、自由貿易体制と福祉国家の両立を可能にするかたちでの妥協を行なった<sup>9)</sup>。ジェフリー・ギャレットによれば、ブレトンウッズ体制は、貿易の自由化と国内補償という二つの目標を同時に達成するために、資本移動の制限と固定相場という方法をとった。固定相場は将来の価格変動についての期待を安定させることで貿易を促進させた。また、資本移動の制限は、各国のマクロ経済を自律させ、景気対策のための有効需要操作を可能にした。ただし、国内補償の戦略には、有効需要操作の他に、年金や失業保険などの社会保障、そして教育や健康保険という社会的サービスがあった。これらの諸制度が福祉国家の内実を意味するものであり、それは高度で累進的な課税システムによって支えられていた。ケインズ主義的な「大きな政府」が、富とリスクを再配分することで、市場自由化に対する国民の抵抗感を大幅に和らげることができた<sup>10)</sup>。

リベラル・デモクラシーの「リベラル」という言葉には、C. B. マクファーソンがいうよう

に、まったく矛盾する自由の意味を抱えている。すなわち、それには、「強者が市場の規則にしたがうことによって弱者を打ち負かす自由」という意味と、「自らの能力行使し発展させる万人の平等な実効的自由」という意味がある<sup>11)</sup>。前者の「強者の自由」という意味での自由が後で述べるネオリベラリズムの意味する自由であり、後者の「平等な自由」が「大きな政府」と結びついたリベラル・デモクラシーの意味する自由である。

そもそもリベラル・デモクラシーは、デモクラシーに自由主義を結びつけたものであり、それに具体的には自由主義的統治機構、普通選挙、立憲主義と結合することで19世紀後半にリベラル・デモクラシーは成立した。阿部斎によれば、古代ギリシャにおけるデモクラシーは、少数集団の統治原理であり、原則的には全員参加の直接デモクラシーであった。それが全国規模に拡大されるためには、代議制デモクラシーとなる必要があったから、デモクラシーは機構的には自由主義と結びつく必然性をもっていた。工業化の進展と組織化の進行にともない、労働者が強力な社会集団となり、その要求を無視しては社会の統合を図ることは困難になり、労働者への譲歩として普通選挙が実現され、社会政策が具体化された。労働者も労働者政党も自由主義的統治機構のなかに組み込まれていった。そして、自由主義は、自由を権力から守るための、権力制限の原理としての立憲主義を含んでいたので、デモクラシーは当然に立憲主義とも結合することになった。その結果、かつての貴族的特権とされた諸権利は、普遍化されて基本的人権となり、立憲主義もまたデモクラシーのもとで普遍的な原理として完成することになった<sup>12)</sup>。

## 2 「強い国家とネオリベラリズム」

「大きな政府とリベラル・デモクラシー」モデルが批判され、それに代わるモデルが「強い国家とネオリベラリズム」であった。それは、イデオロギーとしては1970年代からニュー・ライトによって唱えられており、1980年代の英米において、「小さな政府」を標榜して民営化や規制緩和などの経済の自由化を促進したサッチャー政権とレーガン政権で成立した。

アンドリュー・ギャンブルによれば、ニュー・ライトが問題にしたのは、国家がますます介入主義になり、その結果、高いインフレ、大量失業、膨れ上がった公共部門をもたらしたことであり、逆に、政府の権威が、強力な労働組合を前にしだいに弱くなったということである。ニュー・ライトは、自由社会と自由経済を維持するためには、国家の権威が回復されなければならないと主張した。その主張は「自由主義経済の伝統的自由主義と国家権威の伝統的保守的擁護の結合」<sup>13)</sup>である。それが「強い国家とネオリベラリズム」である。

「強い国家」は、国内外に対して強い姿勢をとる。国内的には、「強い国家」は、自由経済の存続を脅かす利益集団、組織、個人を打倒し押さえ込むために強制力を用いる<sup>14)</sup>。それは、「大きな政府」における労働運動と資本の妥協を拒否するものである。「強い国家」は、伝統や権威を守るという名目で、それとは相容れない民主主義を批判し人権を侵害する。対外的には、「強い国家」はリアリズム思考をもつ。すなわち、それは、世界は国民国家からなり、世界において

決め手となるのはパワーであり、そして戦争に備えるための体制や軍事力の強化は国家の枢要な役割であると考える<sup>15)</sup>。こうした国内外での強硬姿勢は国家ナショナリズムによって正当化される。

ネオリベラリズムは、自由貿易体制と福祉国家を両立させた妥協を拒否するものである。ネオリベラリズムは、福祉国家に敵対し、今や市場の自由化をグローバルに展開するグローバリゼーションの推進力である。ブレトンウッズ体制崩壊後に、固定相場制は変動相場制なり、資本移動は統制から自由化になった。資本移動の自由化によって、各国のマクロ経済の自律性が損なわれ、景気対策としての有効需要操作の有効性も損なわれた。手厚い社会保障や社会サービスを行なうために必要な高度な累進課税システムは簡素化された。ネオリベラリズムによれば、市場は経済生活の組織化の最高のモードであり、市場が唯一可能なモードなのである<sup>16)</sup>。国内の経済運営と同様に、グローバルな経済運営においても、国家が干渉せずに市場を機能させれば、世界経済は繁栄するとネオリベラリズムと考えている。しかし、自由市場を万能視しつつ、他方で伝統的な国家の権威や愛国心などの伝統的価値を守ろうとすることは自己矛盾である。市場経済のダイナミズムは、伝統的な権力構造を掘り起こし、地域社会を解体するからである<sup>17)</sup>。むしろそれゆえに、自由競争によって生じる社会的分裂や経済的格差拡大にともなう批判を愛国主義によって封じ込めるのが「強い国家とネオリベラリズム」である。

### 3 愛国主義

愛国主義を英語でいえば *patriotism* である。*Patriotism* とは *patria-ism* パトリア主義である。パトリア主義のルーツは古代ローマにある。その意味には、「祖国としてのパトリア」と「コスモスとしてのパトリア」とがあった。「祖国としてのパトリア」を愛国主義というならば、それは「栄光ある祖国のための英雄的な自己犠牲の強力なシンボリズム」という意味であり、近代的ナショナリズム時代の愛国主義概念に連なるものである<sup>18)</sup>。「コスモスとしてのパトリア」概念はストア派に由来する。千葉眞によれば、パトリア主義は、国民や国家を基軸とするナショナリズムとは異なる団体的絆の原理であり、むしろそれは共和主義原理を基礎とする「世界への愛」である。言葉の真なる意味でのパトリア主義は、閉鎖的で自己愛的な集団主義や愛国主義の精神とは異なる。それはむしろ、開かれた公共精神であり、みずからがたまたま帰属する集団、組織、共同体、地域、国、リージョン、世界、地球へのコミットメントを意味している<sup>19)</sup>。「コスモスとしてのパトリア」概念は、愛国主義とは正反対の意味であり、それはむしろ後述するコスモポリタニズムの一解釈として理解できるが、それも本来パトリア主義である。

近代における愛国主義の意味には、「批判的な愛国主義」と「無批判的な愛国主義」とがあった。「批判的な愛国主義」は、イングランドの名誉革命、アメリカの独立戦争、そしてチャーチスト運動において主張された。名誉革命におけるホイッグ党の急進派にとって、自由の擁護や専制政治に対するイングリッシュマンの権利を主張する人が愛国者であった。愛国主義という言葉

は、18世紀において、イングランドでは、政党の重要なレトリックであったのに対して、アメリカでは、革命運動を活気づかせる意識であった。1776年までには、アメリカの革命家のみが「愛国者」であり、他は「ロイヤリスト」であった。「愛国者」と「愛国主義」という概念は、自由な共和国、自由の愛、財産権の神聖さ、制限された政府、新たな政体の基礎という一連のイデオロギー的、憲法的、政治的な原理と結びついていた。また、この概念は、共通の大義のために共に闘ったことや自己犠牲の経験から展開した政治的公共的な精神とも結びついていた。1790年から1850年までのイングランドにおいては、愛国主義という言葉は、チャーチストによってもっぱら主張された。チャーチストは、自らを自由、財産権、憲法の権利を擁護する愛国者であると捉えていた。「愛国主義の大義」とは、中央集権化する国家の拡大と資本主義経済秩序の成長に対する反対を意味した。愛国主義者としてチャーチストが要求したことは改革であった<sup>20)</sup>。

しかし、愛国主義は、政府の政策に反対するための跳躍台であることをやめて、それに代わって、「良くも悪くもわが祖国」という批判なき支持のための基礎となった。これが「無批判的な愛国主義」である。「批判的な愛国主義」から「無批判的な愛国主義」への転換をもたらしたのはナショナリズムである。19世紀中期にナショナリズムが政治的言説になり、またそうなるための物的な前提条件も整った。国家の勃興、国家制度の増大する権力、発展する世界経済と中央集権化する経済、帝国主義的拡大、そして深く内面化され教育に依存する高次の文化に基づいた新たな形態の社会組織が、ナショナル・アイデンティティという「世俗の宗教」の育成に尽くした<sup>21)</sup>。

ナショナリズムと結びついた愛国主義は、「無批判的な愛国主義」となった。しかしながら、「無批判的な愛国主義」といってもその愛する国が民主主義国か否か、あるいはデモクラシーへの対応によって意味合いが異なる。チャールズ・テイラーが主張するように、近代民主国家はきわめて要求の多い自己支配の共通の企てであり、この企ては、強い共通のアイデンティティがなければ成功しない。それゆえ、デモクラシーは愛国主義を必要とする<sup>22)</sup>。民主主義国家における愛国主義は、「民主主義のための愛国主義」であり、決して「愛国主義のための民主主義」ではない。それゆえ、それは、政府の諸政策に対して批判的なことはあっても、デモクラシー自体には批判的ではないということである。「無批判的な愛国主義」が非民主的な国家と結びつくと、それは政府に対する批判を封じ込め、その政府とその政策を正当化することになる。たとえ民主主義国家であっても、「無批判的な愛国主義」は、政府への批判を打ち消し批判なき正統性を要求する国家ナショナリズムとなることもある。もし文化ナショナリズムが国家ナショナリズムの強化を要求し、政府も国家ナショナリズムを強化し、そして国民に無批判な支持を要求するならば、自由、人権、民主主義的諸価値が批判や攻撃の対象とされる。それによって、民主主義国家が非民主的国家に転化することになる。政府が文化ナショナリズムの要求に応えないならば、文化ナショナリズムは政府に批判的攻撃的になる。

#### 4 コスモポリタニズム

コスモポリタニズムの起源はストア派にある。しかしながら、上田慎一によれば、そのコスモポリタニズム理解をめぐって次のような争点がある。第一は、「ネガティブなコスモポリタニズム」と「ポジティブなコスモポリタニズム」の争点である。前者は、根無し草のごとき政治的無関心を意味する。たとえば、「人はどこにいても実は亡命者である」という意味である。それに對して、後者は、政治的活動を許容するものであり、たとえば、「人はどこにいてもそこが祖国である」という意味であり、「コスモスとしてのパトリア」を意味する。第二は、世界国家主義か世界市民主義かという争点である。前者は、かつては都市国家あっての市民であったように、世界国家あっての世界市民であると捉えるのに対して、後者は世界市民あっての世界国家でしかないと見る。第三は、宇宙論か国家論かという争点である。これは「世界」、とりわけ宇宙や神の関わりである。国家論として見れば、世界国家の成員は人間に限られる。宇宙論における神とは、宇宙万物つまり宇宙そのものと同一視される。そうして見れば、コスモポリタニズムは、範囲を限定されない全体への配慮の存在を裏付け、またそれは個々人の活動とりわけ利他・他者考慮を根拠づけ正当化する。上田は、「ポジティブなコスモポリタニズム」の出発点はストア派に帰すべきであり、そしてストア派のコスモポリタニズムは「宇宙市民主義」というべきであるとしている<sup>23)</sup>。コスモポリタニズムをこのように理解するならば、コスモポリタンは、政治に背を向ける根無し草の人間ではなく、世界国家の市民でもなく、そして独善的な善をかざす世界市民でもない。

現代のコスモポリタニズムには、ネオリベラリル・コスモポリタニズムと民主的コスモポリタニズムとがある。ネオリベラリル・コスモポリタニズムは、古典的なコスモポリタニズムとは無関係に、近代のブルジョワを起源にもち、現代における国境を股にかけて活動する政治的・経済的エリートに体現されている。たとえば、それは、多国籍企業のビジネスパーソン、種々のテクノクラート、専門家たちである<sup>24)</sup>。また、それはネオリベラルなグローバリゼーションの推進者たちである。

グローバリゼーションにおいて、先進諸国からなる強者による寡占があり、そしてそのリスクは社会化されているのに対して、開発途上国や旧社会主义諸国という弱者には市場の規律化がなされる。これがスティーブン・ギルのいう「寡占的なネオリベラリズム」である。ネオリベラリズムは、グローバル・ガバナンス機関であるIMF（国際通貨基金）、世界銀行、そしてWTO（世界貿易機関）などによって制度化されている。開発途上国や旧社会主义諸国に対しては、市場の規律化を要求してきた<sup>25)</sup>。

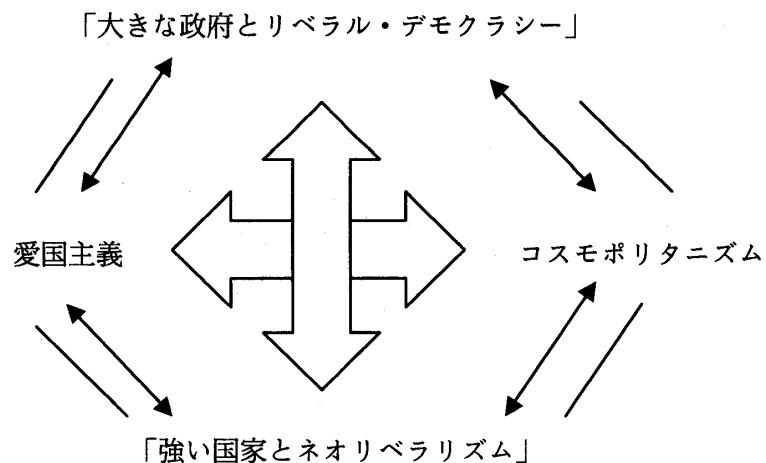
民主的コスモポリタニズムは、古典的なコスモポリタニズムを現代の文脈に再定義し、イマヌエル・カントが構想した人類共同体の存在を基礎にしている。メアリー・カルドアによれば、コスモポリタニズムとは、「寛容性や多文化主義、シヴィリティと民主主義といったものを含む積極的な政治的ビジョンと、グローバルなレベルを含むさまざまなレベルを導く普遍的原理を他に

優先して法律面で遵守すること」<sup>26)</sup> を意味する。こうしたコスモポリタニズムは、国内的には、冷戦中の1970年代から1980年代に、東側の中欧における反体制運動による抵抗、そして西側における人権、ジェンダーの平等、環境保護、第三世界の発展、平和、民主化に関わる新しい社会運動の中から出現した<sup>27)</sup>。

国際的には、コスモポリタニズムは、かつてカントが想起したように、人道法や人権法の集まり、国際刑事裁判所の設立、国際平和維持活動の拡大が、国際条約や国際制度の結びつきによって保証されたコスモポリタン的な法の支配という意味で、グローバル・ガバナンスの出現しつつある枠組みを示すものとなっている。こうした観点からのグローバル・ガバナンスによって、IMF、世界銀行、WTOなどの職能的な国際組織の公的な審議と議題設定を開かれたものにし、市場中心型機関の権力と影響力を抑制すべきであると主張されている<sup>28)</sup>。

## 5 愛国主義とコスモポリタニズムの対抗と相関

図1 愛国主義とコスモポリタニズムの対抗と相関の構図（1）



注) 矢印は対抗関係、線は相関関係を意味する。

以上の議論から、図1をもとに、それぞれの対抗関係と相関関係について整理したい。基本的な対立関係が「大きな政府とリベラル・デモクラシー」と「強い国家とネオリベラリズム」とであり、愛国主義とコスモポリタニズムとである。しかしながら、リベラル・デモクラシーの自由の意味が「強者の自由」の意味に解釈されるならば、ネオリベラリズムとは相関関係がある。愛国主義の場合も、それが「コスモスとしてのパトリア」を意味するならば、コスモポリタニズムと相関関係がある。しかし、愛国主義はそのような意味合いを失っている。

「大きな政府とリベラル・デモクラシー」は、その基盤がナショナル・エコノミーであり、ナショナル・デモクラシーであるから、愛国主義とは相関関係にある。経済的には「大きな政府」がナショナル・エコノミーに内実を与えてきた。愛国主義がナショナル・デモクラシーを成り立

たせた。しかし、ナショナリズムと結びついた「無批判な愛国主義」がリベラル・デモクラシーを破壊するのであれば、そこに対抗関係がある。リベラル・デモクラシーが必要とするのは「批判的な愛国主義」であろう。しかし、この批判的な意味合いも愛国主義は失っている。「大きな政府とリベラル・デモクラシー」の自由が「平等な自由」という意味であれば、民主的コスモポリタニズムと共通点をもち相関関係にある。しかし、ナショナルな枠組みを超える民主的コスモポリタニズムはそれと対抗関係にある。

「強い国家とネオリベラリズム」は、そもそも自己矛盾している。国家の権威を回復しようとするので、愛国主義、特に「無批判な愛国主義」とは相関関係にある。しかし、ネオリベラルなグローバリゼーションは、ナショナリズムに基づく愛国主義と矛盾しており、それと対抗関係となる。「強い国家とネオリベラリズム」は、コスモポリタニズムが民主的ならば対抗関係になり、それがネオリベラルならば相関関係になる。

「強い国家とネオリベラリズム」に対して最も対抗的な関係にあるのは、「大きな政府とリベラル・デモクラシー」ではなく、民主的コスモポリタニズムであることを示したい。なぜならば、「大きな政府」は「強い国家」と同様に愛国主義と相関関係にあるだけではなく、リベラル・デモクラシーの自由の意味が「強者の自由」という意味であれば、このリベラル・デモクラシーとはネオリベラリズムのことを意味するからである。それゆえ、論理的には、「大きな政府とリベラル・デモクラシー」は必ずしも「強い国家とネオリベラリズム」に対する対抗概念とはなりえない。

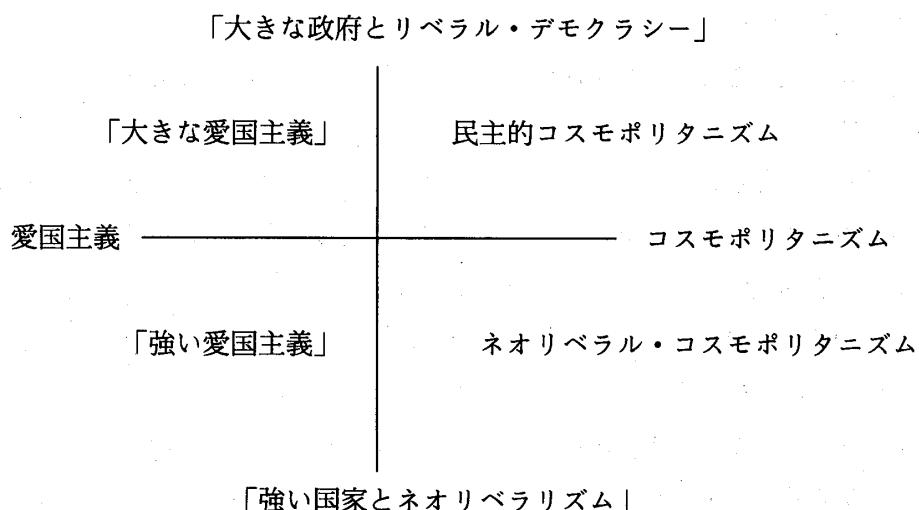
そこで、図1を図2のように再編してみよう。「民主的コスモポリタニズム」はリベラル・デモクラシーとコスモポリタニズムの結びつきである。「大きな愛国主義」は「大きな政府」と愛国主義の結合である。「強い愛国主義」は「強い国家」と愛国主義の結びついたものである。そして「ネオリベラル・コスモポリタニズム」はネオリベラリズムとコスモポリタニズムの結合である。

図2から見れば、「強い愛国主義」と民主的コスモポリタニズムが対抗関係にある。「強い愛国主義」には、「強い国家」にあるネオリベラリズムを促進させようとする側面がなく、それは愛国主義を掲げて権威と伝統を保守するために「強い国家」なのである。「強い愛国主義」は「強い国家とネオリベラリズム」と対立することもある。「大きな愛国主義」と「強い国家とネオリベラリズム」は、「大きな政府」対「小さな政府」という対立点がある。しかし、「強い国家とネオリベラリズム」の枠組みから見れば、それは、ネオリベラル・コスモポリタニズムをその一部として取込み、そして愛国主義という観点からいえば、「強い愛国主義」と「大きな愛国主義」とも相関関係にある。「強い国家とネオリベラリズム」と関係をもたないのは民主的コスモポリタニズムだけであり、民主的コスモポリタニズムはネオリベラル・コスモポリタニズムを批判するものである。それゆえに、「強い国家とネオリベラリズム」と民主的コスモポリタニズムの対抗関係が問題になる。民主的コスモポリタニズムから見れば、それは愛国主義とネオリベラル・コスモ

ポリタニズムとも対立し、そしてそれが「小さな政府」を志向していなくても、「大きな政府とリベラル・デモクラシー」と明確に関連する点は、リベラル・デモクラシーの一面にすぎないのである。

以下では、「強い国家とネオリベラリズム」と民主的コスモポリタニズムとの対立軸を中心に据えながら、憲法、教育基本法、そして歴史認識／戦争観について議論していくことにしたい。

図2 愛国主義とコスモポリタニズムの対抗と相関の構図（2）



### III 憲法

はじめに、日本国憲法の基本的な特徴について述べ、次に「大きな愛国主義」と「強い国家とネオリベラリズム」に関する改憲をめぐる政治や議論を批判的に検討する。リベラル・デモクラシーに基づく日本国憲法が、歴代政権による「大きな愛国主義」の政治のもとで形骸化し、「強い国家とネオリベラリズム」の政治によって改定前夜にまで至っていることについて説明し、その意味についても考察する。そして民主的コスモポリタニズムから憲法についての考察を深めたい。

#### 1 日本国憲法

樋口陽一によれば、日本国憲法は、19世紀西欧で確立した「国家からの自由」と「国民主権→議会中心主義」という近代憲法の中心原理を基礎とし、それを補完する現代的原理として、社会権、違憲審査制、そして国際主義・平和主義の条項をとりいれたものである。近代立憲主義の嫡流としての日本国憲法は、主権原理の問題として国民主権を確立し、統治機構の面での下院優越の一元主義型議院内閣制を確立し、そして人権の領域では自由権を承認している<sup>29)</sup>。

そもそも近代憲法は、芦部信喜によれば、三つの特質がある。第一に、近代憲法は、何よりも

まず、「自由の基本法」である。それは、自由の法秩序であり、自由主義の所産である。このような自由の観念は、自然法の思想に基づく。この自然権を実定化した人権規定は、憲法の中核を構成する「根本規範」であり、この根本規範を支える核心的価値が人間の人格不可侵の原則（個人の尊厳の原理）である。第二に、憲法が自由の基本法であることは、憲法が国家権力を制限する基本法であることを意味する。第三に、憲法は最高法規である。憲法は最高法規であるのは、その内容が、人間の権利・自由をあらゆる国家権力から不可侵のものとして保障する規範を中心として構成されるからである<sup>30)</sup>。

さらに、芦部によれば、近代立憲主義憲法は、「法の支配」(rule of law) の原理と密接に関連する。法の支配は、専断的な国家権力の支配（人の支配）は排斥し、権力を法で拘束することによって、国民の権利・自由を擁護することを目的とする原理である。立憲主義は自由国家觀を前提としているが、それは社会的・経済的弱者救済のために国家の積極的な介入を認める社会国家あるいは福祉国家と矛盾するわけではない。なぜならば、立憲主義の本来の目的は、個人の権利・自由の保障にあるからである。また、立憲主義は民主主義と密接に結びついている。すなわち、第一に、国民が権力の支配から自由であるためには、国民自らが能動的に統治に参加するという民主制度を必要とするから、自由の確保は、国民の国政への積極的な参加が確立している体制においてはじめて現実のものとなる。第二に、民主主義は、個人尊重の原理を基礎とするので、すべての国民の自由と平等が確保されてはじめて開花するという関係にある。民主主義は、単に多数者支配の政治を意味せず、実をともなった立憲民主主義でなければならない<sup>31)</sup>。

しかし、立憲主義と民主主義は同義ではない。長谷部恭男によれば、立憲主義とは、多数者支配という民主主義によって行使される国家権力でさえ制限されることを意味する。その理由は次のように説明される。自分が心から大切だと思う究極の価値觀を社会全体に押し及ぼすならば、究極の価値觀をめぐって「敵」と「友」に分かれて血みどろの争いが発生する。民主主義は、相互にせめぎあう価値觀にかかる問題を解決できない。人の生き方や人生の意味づけなど、個々人の自律的判断に任せるべき事項なのである。それゆえに、立憲主義的な憲法典で保障される人権のかなりの部分は、比較不能な価値觀を奉ずる人々が公平に社会生活を送る枠組みを構築するために、公と私的人為的な区分を線引きし、警備するためのものである。プライバシーの権利、思想・良心の自由、信教の自由は、その典型である。また、現代の立憲主義諸国で広く採用されている制度、つまり、民主的な手続きを通じてさえ侵すことができない権利を硬性の憲法典で規定し、それを保障する任務を、民主政治のプロセスから独立した地位をもつ裁判所に委ねるという制度（違憲審査制）は、民主的な手続きに過重な負担をかけて社会生活の枠組み自体を破壊してしまわないようにするための工夫である。立憲主義が前提とする国家は、市民の生に包括的な意味と目的を付与する国家ではない。それは、多様で相互に両立不可能な世界觀や生の目的を抱きながら共同生活の便宜を公平に分かち合おうとする人々が集い、全市民に共通する公益について理性的に討議し決定するという、意義の限定された空間にとどまる<sup>32)</sup>。

日本国憲法は立憲民主主義に基づく憲法であり、日本国は立憲民主主義に基づく国家である。「自由の基本法」である立憲主義憲法をもつ日本国はリベラル・デモクラシーの国家である。そして社会国家として日本は「大きな政府」となってきた。憲法を見ていえば、日本国は、立憲主義に基づく「リベラル・デモクラシーと大きな政府」モデルに当てはまる。

## 2 改憲論とその批判

杉原泰雄によれば、戦後の憲法政治は、「解釈改憲の政治」と「明文改憲を求める政治」という二頭立ての馬車によって引かれてきた。解釈改憲の政治は、第9条をめぐっての解釈や天皇を象徴ではなく元首化の動きなどに見られる。明文改憲を求める政治は、自民党に合同する前年の1954年に、自由党と改進党によって改憲の要点が提示された。すなわち、それは、天皇を元首としその権限を強化すること、第9条の戦争の放棄と戦力の不保持を改めること、そして基本的人権を制限し国民の義務を強化することであった<sup>33)</sup>。そして合同した自民党は、「現行憲法の自主的改正」を綱領に掲げた。

このような改憲論は西修の主張にも見られる。西は、「日本国憲法上、天皇は君主であり、國家元首である」と解釈でき、それを「解釈上の混乱を来さないように、憲法で明記しておくことが望ましい」という<sup>34)</sup>。第9条に関しては、集団的自衛権を「保有するが、行使できない」という政府解釈を批判し、改憲して「自衛のための組織保持の明記」が絶対に必要である<sup>35)</sup>と述べ、「基本的人権の尊重は、責任や義務の履行と不可分」であるとし、その制限を主張している。そして西は、憲法前文には、ナショナル・アイデンティティ（日本国民としての同一性の確認）が包含されなければならない、日本国（民）とは何か、その国柄、伝統、文化などを通じて、健全な愛国心を涵養する内容が記述されなければならないと主張している<sup>36)</sup>。

これらの改憲論は、国家権威を伝統的保守的に擁護しようとする愛国主義の主張である。党名はリベラル・デモクラシーであっても自民党は、「大きな政府とリベラル・デモクラシー」をモデルとするのではなく、「大きな愛国主義」モデルを志向してきたともいえよう。それは、愛国主義と補助金ばらまきの景気対策を行なう「大きな政府」というより「大きすぎる政府」との組み合わせである。

「大きな愛国主義」が歴代政権で支持されてきた一方で、その「大きな政府」が批判され「強い国家とネオリベラリズム」となっていくのは、1980年代である。そのころからネオリベラリズムに基づく改革が行われた。具体的には、1981年に第二次臨時行政調査会発足があった。中曾根内閣による「行政改革」のもとで、1986年に電電公社はNTTになり、専売公社はJTになり、それぞれ民営化された。そして同年に、国鉄改革のための基本の方針が閣議決定された。1987年に国鉄は民営化されJRになった。こうした行革民営化が官公労働運動を弱体化させた。中曾根首相は、国際関係においても、レーガン大統領との親密な関係を意味する「ロン=ヤス」関係のもとで、対ソ連強硬論を唱え、防衛費のGNP1パーセント枠を突破させた。

ネオリベラリズムからすると、竹下登首相の「ふるさと創生事業」や、非自民政権の細川護熙首相による6兆円ものウルグアイ・ラウンド対策費は、それに逆行するものであった。また、バブル景気崩壊後の景気対策も同様にネオリベラリズムとは相容れないものであった。

2001年に小泉首相が登場して、「強い国家とネオリベラリズム」も再登場した。ネオリベラリズムの側面からいえば、それは小泉首相の「聖域なき構造改革」に見られる。具体的には、郵政民営化をにらんだ公社化や道路公団の民営化であり、国と地方の税財政を見直す「三位一体の改革」の推進があげられる。「強い国家」の面からいえば、それには、毎年の靖国神社参拝、有事法制の成立、テロ対策特別措置法に基づく海上自衛隊のインド洋派遣、イラク復興支援特別措置法による自衛隊のイラク派遣があげられる。有事法制や自衛隊の海外派遣は第9条の解釈改憲の政治の究極点といえよう。これは小泉首相の国際関係における「日米同盟」重視の反映でもある。

現在の自民党の明文改憲を求める政治は、小泉総裁が結党50周年に当たる2005年に新憲法案を公表するという方針に表れている。自民党の憲法調査会の議論では、前文を改めて「日本の伝統」の尊重する趣旨を盛り込むこと、そして第9条を改正し自衛権と軍備の保持を明確化にし、あわせて集団自衛権を発動することを可能にするという二点で合意が形成されている。また第9条改正に合わせて国民に「国家防衛の義務」を課すことも草案に盛り込まれることになった<sup>37)</sup>。

「強い国家とネオリベラリズム」からの改憲を含む主張は、ネオリベラルなグローバリゼーションの旗手である大前研一によってなされている。大前は、「大きな政府」を「鉄のペントゴン」と称し批判する。それは政財官の「鉄のトライアングル」に大マスコミと御用学者を加えたものである。それに代わって「小さな政府」が主張されるが、実際にはそれは「強い国家」の主張である。大前によれば、「日本人は本当の愛国心はない」と、根本的に自分たちは大したことがないと思っているのだ。この歪んだ国民性は、非常に由々しき問題である<sup>38)</sup>。」本当の愛国心をもつ根拠として、日本の植民地政策や太平洋戦争の兵士の勇敢さが賛美されている。憲法に関して、第9条の見直し、そしてネオリベラリズムと保守主義を象徴する「企業と親」に関する条文の追加が主張されている<sup>39)</sup>。大前は「何も成果が上がっていない」<sup>40)</sup>と小泉改革を批判する。そうであるならば、それはネオリベラリズムを欠く「強い愛国主義」となる。

「強い愛国主義」は、保守主義者の西部邁による改憲論に見られる。西部は、政治的立場に関しての保守主義を「歴史の流れ、慣習の体系、伝統の精神を保ち守すること」<sup>41)</sup>であると定義し、「ソーシャル・オーガニズム（社会有機体）」の観点から国家・社会を捉える。それによれば、社会・国家は「歴史」の流れのなかで漸進的に「慣習」の体系として形成され、そしてその体系とは人々の価値・規範における葛藤を調整するための（徳律と法律とからなる）ルールの体系としての「伝統」の精神のことである<sup>42)</sup>。「憲法は、本来、国民の共通道徳としての徳律を、法律における葛藤処理の基準たらしめよう、とするものである<sup>43)</sup>。」この保守主義は自然法思想を否定するものであり、この観点からの改憲論は、近代立憲主義と同時に日本国憲法を全面否定するものがある。すなわち、それは、第一に「自由の基本法」が基礎にする自然法の思想を否定し、それ

ゆえに、第二に、自然権を実定化した人権規定も否定する。第三に、根本規範を支える核心的価値としての個人の尊厳の原理も否定される。西部によれば、日本国憲法は国民にとって根本規範であるよりも、規範を失って漂流しつつある「民衆の自己正当化の口実」であり、根本規範とは「人々の生活の良識として定着しているべきもの」だからである<sup>44)</sup>。第四に、憲法が自由の基本法ではないということは、憲法が国家権力を制限する基本法ではないことを意味する。第五に、人間の権利・自由をあらゆる国家権力から不可侵のものとして保障する規範ではないならば、憲法は最高法規でない。そして第六に、国民の権利・自由を擁護することを目的とする法の支配（ルール）は、ルールの体系としての「伝統」のもとに否定される。西部は、「現憲法は対米依存という戦後的な枠組みのなかにある」<sup>45)</sup> ものであり、改憲論によって「アメリカナイゼーションの愚かしさを抉り」<sup>46)</sup>、核武装も含め自主防衛を目指す反民主的・反米主義的な主張を展開する<sup>47)</sup>。それは、文化ナショナリズムとして政府を批判するが、その憲法が成立すれば、それは国民の批判を封じ込める国家ナショナリズムとなる。

「大きな愛国主義」であれ、「強い愛国主義」であれ、改憲論は、国家の威信を回復するために愛国心などの伝統に回帰しようするものである。それは、国民主権、平和主義、そして基本的人権の尊重という憲法の原理を改定しようとする議論である。また、それは、国家権威の伝統的保守的擁護であり、「自由の基本法」としての憲法に対する挑戦である。すなわち、憲法の根本規範である個人の尊厳の原理と愛国主義は相容れない。愛国主義が人権を侵害する国家権力を制限するのではなく正当化することになるからであり、国民は権力の支配から自由ではなくなるからである。愛国心の強制は思想・良心の自由や信教の自由を侵す。人間の権利・自由が保障されてこそ憲法は最高法規であるはずが、それが侵害されるにもかかわらず、その憲法が最高法規であるとするならば、それはもはやリベラル・デモクラシーの憲法ではない。そのような憲法は法の支配とも真っ向から対立する。

愛国主義に基づく改憲論は、日本国民のナショナル・アイデンティティを強化し、健全な愛国心を涵養する必要性を主張するが、それは国家による価値観の強制を意味する。立憲主義からすれば、特定の価値観を国民に押し付けるべきではなく、国民各人がどのようなアイデンティティをもつかという私的な事柄に公権力が介入すべきではない。愛国主義に基づく改憲論は、全国民に包括的な意味と目的を付与し、それに従わせようとする全体主義的国家観をもつ。民主主義が相互に両立不可能な価値観にかかわる問題を解決できないことを逆手にとって、それは憲法で伝統的な価値観を強制する。それによって国民が公益について理的に討議し決定するという民主的空間は存在しなくなる。

日本国憲法が硬性の憲法典であり、それを違憲審査制によって保障しているにもかかわらず、立憲主義を民主主義から切り離して、民主主義の名のもとで、立憲主義憲法を廃棄ないし改正して非民主主義的な憲法を制定することは「決断主義」以外の何ものでもない<sup>48)</sup>。改憲論は、民主主義のための愛国主義ではなく、「無批判な愛国主義」を創出する国家ナショナリズムである。

杉原泰雄は憲法史を三つの転換として捉えている。「第一の転換」が封建制の崩壊と近代市民憲法の登場、「第二の転換」が20世紀前半の現代憲法の登場、そしていまなお進行中の転換が「第三の転換」であるという。杉原によれば、現代憲法は、近代市民憲法の「陰」に対処しようとして、侵略戦争の放棄、性差別の禁止、社会国家と文化国家の理念、普通選挙制度の採用をはじめとする参政権の保障の強化、議会制民主主義、地方自治の憲法的保障、違憲立法審査制度などを導入してきた。しかし、レーガン・サッチャー・中曾根の政治が、反社会国家と反文化国家の政策をとり、そして冷戦後のネオリベラリズムの奔流が社会国家と文化国家の理念にかかわるすべての事項を公的な責任外とする方向で再検討されている。杉原は、「すべての型の現代憲法と憲法政治が、同時にしかも転換のための確立されたモデルをもたないままで転換点に立たされているという意味では第一と第二を上回る最大の転換期ということもできる」<sup>49)</sup> という。そうであるならば、立憲民主主義やリベラル・デモクラシーを否定する「強い国家とネオリベラリズム」や愛国主義に対抗して、「第三の転換」において民主的コスモポリタニズムを検討することは意味があろう。

### 3 民主的コスモポリタニズム

民主的コスモポリタニズムの代表的な見解として、デヴィッド・ヘルドのコスモポリタニズムを取り上げたい。ヘルドは、「ナショナル・デモクラシーが、もし現代において維持発展すべきならば、むしろ国際的なコスモポリタン民主主義を必要としている」<sup>50)</sup> と主張する。つまり、それは、伝統回帰的で反民主主義的な「強い国家とネオリベラリズム」とは逆に、普遍的原理をもとに民主主義を強化しようとするものである。その原理が「コスモポリタン原理」である。

ヘルドによれば、コスモポリタン原理とは、第一に平等な価値と尊厳、第二に活動的なエージェンシー、第三に個人的な責任と説明責任、第四に同意、第五に反省的な討議と投票手続きによる集合的な意思決定、第六に包括性と補完性の原則、第七に深刻な害の回避と緊急のニード（need）を改善すること、という七つの原理からなる<sup>51)</sup>。

原理1は、人がどこに生まれあるいは育とうとも、すべての人間の平等な価値と自由を表明する基礎である。原理2は、自覚的に推論し、自己反省的であり、そして自己決定する人間の能力を意味している。それを言いかえれば自律である<sup>52)</sup>。原理1と原理2の意味は、原理3によって補わなければ十分に捉えられない。なぜならば、アクター（そして社会プロセス）は、他者の参加、合意あるいは同意なしには、他者の自律を形成し決定してしまうかもしれないからである。そのような情況では、ある人々のために「選択を決定」する人は、その活動に対して十分に説明する責任があるということを保障する義務がある。これらの原理がコスモポリタンの道義的宇宙の基本的な組織だった特徴を定める「構成原理」である<sup>53)</sup>。

原理4から原理6が「正統化原理」である。原理4は、集合的な合意とガバナンスの基礎を構成する。人々はその同意が集合的な問題の政治において明示されうるプロセスの中で、自由で平

等な基礎に基づいて参加できなければならない。理想的には、集合的決定は、「すべての意志」から結果として生じるべきである。しかしながら、原理4と原理5は、いっしょに解釈されなければならない。原理5は、正統な公的決定が「すべての人の討議」から結果として生じるものである一方で、これは集合的な意思決定の決定的な段階での投票と結びつきそして多数決のルールの手続きとメカニズムと結びつく必要があることを認める。原理6は、彼ないし彼女の生活を形成する社会条件に影響を与える各人の機会を最大化しつつ、可能なかぎり分権化すべきであるということが必要とされると受け取られるべきである。同時に、集権化は、それが政治的な決定あるいは結果によって重大な影響を被る人の排除を避けるための必要な基礎であるならば、そしてそうである場合にかぎり、支持される<sup>54)</sup>。

原理7は、優先順位をつけるニードのための枠組みを規定する。きわめて重要なニーズからそれほど重要ではないニーズを区別することで、それはあいまいではない出発点と公的な決定のための指導的役割を果たす方向づけを生み出す<sup>55)</sup>。

コスモポリタン法は、七つの原理を確固たるものにする法の一形態として理解することができる。これらの原理が法の根本として体系的に確立されれば、公的生活のコスモポリタンな規制の可能性のための条件がはじめて決められる。その原理が正統な公権力の組織的な基礎を規定するからである。政治権力は、それがコスモポリタンな要素によって確立され構成されるとき、そしてそうなるときのみ、コスモポリタンなドクトリンにおける正統な権力になる。コスモポリタンなプロジェクトの核となるものは、正統な政治権威を固定された領土における伝統的な錨から断ち切るという仕方でそれを再考することを意味し、そしてそれに代わって正統な政治権威を基本的なコスモポリタン民主的な取り決めあるいは基本的なコスモポリタン法の属性として明確化することを意味する<sup>56)</sup>。

コスモポリタン原理に基づくデモクラシー、すなわち民主的コスモポリタニズムは、ネオリベラルなグローバリゼーションやそれに基づくグローバル・ガバナンスに対抗するものであり、リベラル・デモクラシーを国家の枠から解き放ち、民主主義をグローバリゼーションの時代において強化するものである。そして民主的コスモポリタニズムは、権力主義的なリアリズムに対するオルタナティブでもある。

民主的コスモポリタニズムに基づいて日本国憲法も改正させるべきなのだろうか。結論からいえばその必要はない。民主主義を「人類普遍の原理」として謳い個人の尊厳を規定する日本国憲法を個々人の自律を尊重する民主的コスモポリタニズムに基づいて解釈することができるからである。日本国憲法は民主的コスモポリタニズムに開かれた国際デモクラシーの属性をもっている。もし日本国憲法を民主的手続きでいっそう民主化しようとするならば、それは立憲民主主義と矛盾するものではない。民主的コスモポリタニズムは、民主主義を批判あるいは否定する「強い政府とネオリベラリズム」と「強い愛国主義」の改憲論に代わる案であり、そして「第三の転換」における憲法政治にモデルを提供するものもある。

## 注

- 1) 栗原健太郎「選手バスを包囲、公用車、窓割れる－試合後騒然－」『朝日新聞』2004年8月8日。五十川倫義「中国外務省遺憾の意を表明－サッカー・アジア杯「過激行為」－」『朝日新聞』2004年8月10日。
- 2) 「「クローズアップ 2004」サッカーアジア・カップ－中国観客ブーリング問題－」『毎日新聞』2004年8月6日。
- 3) 社説「たかがサッカー、されど－中国の「反日」－」『朝日新聞』2004年8月5日。
- 4) 大谷麻由美「記者の目」中国の反日感情』『毎日新聞』2004年8月20日。
- 5) 小島朋之「愛国心で対抗は間違い」『朝日新聞』2004年8月31日。「「クローズアップ 2004」」『毎日新聞』2004年8月6日。
- 6) Caroline Rose, "Patriotism is not Taboo": Nationalism in China and Japan and Implications for Sino-Japanese Relations,"*Japan Forum*, Vol. 12, No. 2 (September 2000), pp. 169-181.
- 7) 船橋洋一「「日本@世界」サッカー義和団の乱」『朝日新聞』2004年8月12日。船橋は、1986年に、胡耀邦総書記が、中曾根康弘首相と北京の日中青年交流センターのくわ入れ式に臨んだ際の演説を引く。「中日両国の青年は、歴史の経験と教訓の中から知恵をくみ取り、自分自身の愛国主義の情熱と国際主義の精神に富んだ気高い（高尚的）現代人に鍛えて行ってほしい。」日中双方の政治指導者はこの言葉の重い意味をかみしめる時であると船橋は主張する。船橋洋一「「日本@世界」日中とも「気高い現代人に」」『朝日新聞』2004年8月19日。
- 8) Richard Duffee, "Patriotism in the Age of Investors,"*Peace Review*, Vol. 15, No. 4 (2003), p. 428.
- 9) 宮本太郎「グローバル化と福祉国家の政治」宮本太郎編『福祉国家の再編成の政治』ミネルヴァ書房、2002年、3ページ。
- 10) ジェフリー・ギャレット、森屋朋子、河野勝訳「グローバル市場と国家の政治」河野勝、竹中治堅編『アクセス国際政治経済論』日本経済評論社、2003年、210-211ページ。
- 11) C. B. マクファーソン、田口富久治訳『自由民主主義は生き残れるか』岩波書店、1978年、2ページ。
- 12) 阿部斎『デモクラシーの論理』中央公論社、1973年、32-33ページ。
- 13) A. ギャンブル、小笠原欣幸訳『自由経済と強い国家－サッチャーリズムの政治学－』みすず書房、1990年、47-89ページ。
- 14) 同上書、53ページ。
- 15) アンソニー・ギデンズ、佐和隆光訳『第三の道－効率と公正の新たな同盟－』日本経済新聞社、1999年、36ページ。

- 16) Jacqueline Best, "From the Top-Down: The New Financial Architecture and the Re-embedded of Global Finance," *New Political Economy*, Vol. 8, No. 3 (November 2003), pp. 366-369.
- 17) ギデンズ『第三の道』、31-36ページ。
- 18) Mary G. Dietz, "Patriotism: A Brief History of the Term," in Igor Primoratz, ed., *Patriotism* (Amherst: Humanity Books, 2002), p. 202.
- 19) 千葉眞『デモクラシー』岩波書店、2000年、108ページ。
- 20) Mary G. Dietz, *op. cit.*, pp. 205-209.
- 21) *Ibid.*, p. 210.
- 22) チャールズ・テイラー「なぜ民主主義は愛国主義を必要とするのか」ジョシュア・コーベン編、辰巳伸知、能川元一訳『国を愛するということ－愛国主義の限界をめぐる論争－』人文書房、2000年、200-203ページ。
- 23) 上田慎一「古ストア派のコスモポリタニズム」『筑波哲学』第9巻、1999年、183-196ページ。
- 24) 佐々木寛「世界政治と市民－現代コスモポリタニズムの位相－」高畠通敏編『現代市民政治論』世織書房、2003年、277ページ。
- 25) Stephen Gill, "Globalization, Market Civilization, and Disciplinary Neoliberalism," *Millennium: Journal of International Studies*, Vol. 24, No. 3 (Winter 1995), pp. 399-423.
- 26) Kaldor, *New and Old Wars: Organized Violence in a Global Era* (Cambridge: Polity Press, 1999), pp. 115-116. [山本武彦、渡辺正樹訳『新戦争論－グローバル化時代の組織的暴力－』岩波書店、2003年、192頁。]
- 27) *Ibid.*, pp. 88-89. [訳145-146頁。] May Kaldor, Helmut Anheier and Marlies Glasius, "Global Civil Society in an Era of Regressive Globalization," in May Kaldor, Helmut Anheier and Marlies Glasius, eds., *Global Civil Society 2003* (Oxford: Oxford University Press, 2003), pp. 18-19.
- 28) David Held, "From Executive to Cosmopolitan Multilateralism," in David Held and Mathias Kowning-Archibugi, eds., *Taming Globalization: Frontiers of Governance* (Cambridge: Polity Press, 2003), pp. 160-186. [中谷義和訳「執行型からコスモポリタン型多国間主義へ」中谷義和監訳『グローバル化をどうとらえるか－ガヴァナンスの新地平－』法律文化社、2004年、157-182頁。]
- 29) 樋口陽一『比較のなかの日本国憲法』岩波書店、1979年、14-24ページ。
- 30) 芦部信喜『憲法－新版－』岩波書店、1997年、10-12ページ。
- 31) 同上書、13-17ページ。
- 32) 長谷部恭男『憲法と平和を問い合わせなおす』筑摩書房、2004年、11-72ページ。

- 33) 杉原泰雄『平和憲法』岩波書店、1987年、173ページ。
- 34) 西修『日本国憲法を考える』文藝春秋、1999年、59ページ。
- 35) 同上書、89-90ページ。
- 36) 同上書、59ページ。
- 37) 山口二郎『戦後政治の崩壊』岩波書店、2004年、58ページ。
- 38) 大前研一『日本の真実』小学館、2004年、102ページ。
- 39) 同上書、125ページ。
- 40) 同上書、151ページ。
- 41) 西部邁『わが憲法改正案－「大切な心」を忘れた日本人－』ビジネス社、2004年、27-28ページ。
- 42) 同上書、22ページ。
- 43) 同上書、50ページ。
- 44) 同上書、24ページ。
- 45) 同上書、51ページ。
- 46) 同上書、31ページ。
- 47) 同上書、39ページ。
- 48) 樋口陽一「「近代理性主義擁護の最後のモヒカン」？－憲法学にとっての20世紀－」『法律時報』第900号、2001年1月、13-17ページ。
- 49) 杉原泰雄「憲法学にとっての20世紀とは何であったか－20世紀の憲法状況と21世紀初頭の憲法課題－」『法律時報』第900号、2001年1月、5-12ページ。
- 50) David Held, *Democracy and Global Order: From the Modern State to Cosmopolitan Governance* (Cambridge: Polity Press, 1995), p. 23. [佐々木寛、遠藤誠治、小林誠、土井美德、山田竜作訳『デモクラシーと世界秩序－地球市民の政治学－』NTT出版、2002年、27ページ。]
- 51) David Held,"Law of States, Law of Peoples: Three Models of Sovereignty,"*Legal Theory*, Vol. 8, No. 1 (March 2002), p. 24.
- 52) David Held, *Democracy and Global Order*, p. 151. [訳、179ページ。]
- 53) David Held,"Law of States, Law of Peoples,"pp. 24-31.
- 54) *Ibid.*, pp. 25-31.
- 55) *Ibid.*, pp. 29-31.
- 56) *Ibid.*, pp. 32-38.